

議第149号

京都市特別職の職員の給与に関する条例の制定について

京都市特別職の職員の給与に関する条例を次のように制定する。

平成30年 2月16日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市特別職の職員の給与に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び公営企業の管理者（以下「特別職の職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 特別職の職員の給料月額を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 市長 1,390,000円

(2) 副市長 1,100,000円

(3) 教育長 京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）別表第1の1行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が8級である職員（以下「8級職員」という。）のうち、その級における最高の号給を受ける職員の例による額

(4) 常勤の監査委員 660,000円

(5) 公営企業の管理者 8級職員のうち、その級における最高の号給を受ける職員の例による額

2 前項に定めるもののほか、特別職の職員の給料の支給については、給与条例の適用を受ける常勤の職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

(通勤手当)

第3条 特別職の職員の通勤手当は、一般職の職員の例により支給する。

(地域手当)

第4条 特別職の職員の地域手当は、一般職の職員の例により支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対し、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。基準日前1月以内に退職した特別職の職員で別に定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、算定基礎額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合

ア 市長、副市長及び常勤の監査委員（以下「市長等」という。） 100分の157.5以内

イ 教育長及び公営企業の管理者（以下「教育長等」という。） 100分の212.5以内

(2) 12月に支給する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合

ア 市長等 100分の172.5以内

イ 教育長等 100分の227.5以内

3 前項の算定基礎額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 市長等 それぞれその基準日現在（退職した市長等にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次に掲げる額を加算した額

ア 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を

乗じて得た額

イ 給料月額に100分の25を乗じて得た額

(2) 教育長等 8級職員の期末手当の算定基礎額の例による額

4 前3項に定めるもののほか、特別職の職員の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第6条 特別職の職員が退職したときは、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に対し、退職手当を支給する。ただし、その支給は、任期ごとに行うことができる。

第7条 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 市長 100分の51

(2) 副市長 100分の39.4

(3) 教育長 100分の30.8

(4) 常勤の監査委員 100分の15.4

(5) 公営企業の管理者 100分の30.8

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員法第81条の4第1項又は第81条の5第1項の規定により採用された者（以下「国家公務員再任用職員」という。）以外の一般職の国家公務員（国家公務員再任用職員以外の一般職の国家公務員を退職し、退職手当の支給を受けることなく引き続いて一般職の地方公務員となった者（以下「特定地方公務員」という。）を含む。第2号及び次条において同じ。）から退職手当の支給を受けることなく引き続いて特別職の職員となった者が退職した場合における退職手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 特別職の職員としての在職月数（次条の規定により通算されることとなる期間を除く。）について前項の規定を準用して算定した額

(2) 次条の規定により特別職の職員としての在職月数に通算されることとなる期間について、その者が当該国家公務員（特定地方公務員にあっては、一般職の地方公務員）を退職した日（以下この号において「基準日」という。）に受けていた給料の特別職の職員を退職した日現在の月額を基礎とし、かつ、基準日に本市の職員を退職したものとして、京都市職員退職手当支給条例の規定を準用して算定した額

3 前2項の在職月数に1月未満の端数があるときは、これを1月に切り上げるものとする。

4 第1項及び第2項の規定により計算して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第8条 国家公務員再任用職員以外の一般職の国家公務員が退職し、退職手当の支給を受けることなく引き続いて特別職の職員となった場合における当該一般職の国家公務員としての引き続いた在職期間（特定地方公務員にあっては、国家公務員としての在職期間及び地方公務員としての在職期間）は、その者の特別職の職員としての在職月数に通算する。

第9条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、議会の議決を経て、退職手当を支給せず、又はその額を変更することができる。

2 前条に規定する特別職の職員が退職し、引き続いて国家公務員再任用職員以外の一般職の国家公務員となった場合においては、第6条の規定にかかわらず、退職手当は、支給しない。

第10条 第6条から前条までに定めるもののほか、特別職の職員の退職手当の支給については、京都市職員退職手当支給条例の適用を受ける職員の例による。

(教育長等の手当)

第11条 第3条から前条までに定めるもののほか、教育長等の手当は、8級職員の例により支給する。

(公営企業の管理者の控除金)

第12条 第2条から第5条まで及び前2条の規定にかかわらず、公営企業の管理者に給与を支給する際、公営企業に従事する企業職員との均衡を考慮して別に定めるものについては、その給与から控除することができる。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 京都市特別職職員退職手当支給条例は、廃止する。

(適用区分)

3 第6条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(関係条例の一部改正)

4 京都市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号を削り、同条第2項中「、特別職に属する職員の職務を除き」を削り、同条第3項中「特別職に属する職員を除く」を削り、同条第6項及び第7項を削る。

第24条を削り、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

別表第1の7を削る。

5 京都市旅費条例の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分中

京都市職員給与条例に規定する給料表適用職員						
行政職給料表適用職員	医療職給料表適用職員	環境業務職行政業務職給料表適用職員	看護職給料表適用職員	薬剤職獣医職給料表適用職員	土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表適用職員	特別職給料表適用職員

を

職員の区分						
京都市職員給与条例の適用を受ける職員						京都市特別職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員
行政職給料表の適用を受ける職員	医療職給料表の適用を受ける職員	環境業務職行政業務職給料表の適用を受ける職員	看護職給料表の適用を受ける職員	薬剤職獣医職給料表の適用を受ける職員	土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表の適用を受ける職員	

に

改め、同表備考を削る。

提案理由

特別職の職員の給与に関し必要な事項を定めるとともに、退職手当の支給割合を改定する必要があるので提案する。